

第33回農業委員会総会議事録

1. 開催日及び場所

- (1) 開催期日 令和5年8月21日(月)
- (2) 開会時刻 9時00分
- (3) 閉会時刻 10時00分
- (4) 開催場所 津和野庁舎 大会議室

2. 出席状況

(1) 出席委員

○農業委員

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 1番委員 有田 和将 | 3番委員 森元 健一 | 4番委員 齋藤 泰彦 |
| 5番委員 田中 聖司 | 6番委員 三家本雅夫 | 7番委員 岩本 学 |
| 8番委員 中岡 隆幸 | 9番委員 吉田 茂 | 10番委員 石川 敏明 |
| 11番委員 林 靖登 | | |

○農地利用最適化推進委員

- | | | |
|---------------|--------------|---------------|
| 1-1番委員 御手洗 剛 | 1-2番委員 田中海太郎 | 1-3番委員 上田 徳美 |
| 1-4番委員 木村 大輔 | 1-5番委員 平川 巖 | 1-6番委員 齋藤 治登志 |
| 1-7番委員 倉益 晃 | 1-8番委員 増成 孔也 | 1-9番委員 村上 巖雄 |
| 1-10番委員 齋藤ミサ子 | | |

(2) 遅刻委員

(3) 欠席委員氏名

- 2番委員 石川 周子

(4) その他出席者

(議事に参与した者の職氏名)

- | | |
|-----------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 小藤 信行 |
| 農業委員会事務局 | 村上 宏志 |

3. 提出議案内容

- 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について
申請番号 5-232号
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請の承認について
申請番号 5-220号
- 議案第3号 非農地証明願の承認について
申請番号 5-219号
- 議案第4号 津和野町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について(諮問)

4. 議事進行及び顛末

事務局長	<p>定刻となりましたので、只今から第33回津和野町農業委員会総会を開催させていただきます。6月、7月と農業委員・推進委員の公募を行いました。定数全ての提出がありました。皆様にもご協力いただきありがとうございました。7月総会以降利用状況調査にて現地を確認していただくいております。大変暑いなかありがとうございます。熱中症には十分注意して調査を進めていただけたらと思います。また、8月中旬も過ぎまして、稲の刈入れが始まり、機械等を使用する機会も増えると思います、事故には十分注意していただけたらと思います。それでは、会長の挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>お忙しい中、総会にお集まりいただきありがとうございます。7月に認定農業者の再認定がありました。●●さん、●●さん、●●さんの3名が再認定の申請が出ております。台風が続いて接近したことから、若干稲が倒れているところが見受けられますし、キャベツの定植をしていたところではマルチが破れたり被害があったようです。秋作業が忙しくなってきますが熱中症に気を付けて頑張っていきましょう。以上です。</p>
事務局長	<p>総会成立宣言ですが、本日は石川周子農業委員が欠席しています。農業委員11名中10名が出席しておりますので今総会が成立していることを報告いたします。それではこれ以降は会長の議事進行をお願いします。</p>
会長	<p>議事録署名者を指名します。5番田中委員さん、6番三家本委員さんよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号5-232号を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号5-232号について説明いたします。</p>
会長	<p>・・・議案内容説明・・・</p>
会長	<p>それでは担当地区委員の平川推進委員さんから現地確認の報告をお願いします。</p>
平川推進委員	<p>それでは報告いたします。8月10日、午後2時から●●さんと現地を確認いたしました。場所は、9号線沿いに小学校を過ぎて県道田万川線に入り、少し行ってお宮の所から善正寺にむけて道ができましたのでそちらを進んでいった場所になります。写真にありますハウスまでの道は、約9年前にハウスの上の所に砂防ダムを造った時の作業道で現在は●●さんが利用しています。写真の赤いところが●●さんの土地で、●●さんが青原で耕作を初めて8年位になりますが、その時に貸してくれんかと話しましたが、当時</p>

<p>会長 委員 会長</p>	<p>は●●さんも元気だったので貸したり売ったりはやれんけえという話でしたが、事務局から説明があったように高齢になってやれんようになってどうしようかということになって、妹さんに相談したところ●●さんが元気な間に土地の整理を無償でもいいからした方がいいということで今回の申請になりました。隣には●●さんの土地もありますがここも後々は●●さんが耕作したいという話です。ハウスを中心にして、うるいや榊を栽培しており、申請地の周辺はすべて●●さんが耕作していますので影響等はないと判断していますので、皆さんの審議をお願いします。</p> <p>ありがとうございました。それでは、質疑がある方はお願いします。</p> <p>無し</p> <p>無ければ採決に移ります。議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号5-232号について原案通り承認されるかたは挙手をお願いします。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>全員挙手</p> <p>全員挙手です。議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号5-232号は承認されました。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請の承認について</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号5-220号を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号5-220号について説明いたします。</p> <p>・・・議案内容朗読・・・</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、担当地区委員の平川推進委員さんから現地確認の報告をお願いします。</p>
<p>平川推進委員</p>	<p>それでは報告いたします。8月11日午後1時から●●さんと私で現地の確認をしました。申請者の●●さんは昨年お母さんが亡くなられて、●●さん自身は松江に住んでいますので青原の家や土地については処分を検討した結果、今回の申請に及んだということです。現地図を見てもらうと、9号線沿いの交差点の角にありまして駐車場として利用しても周りに影響はないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、質疑がある方はお願いします。</p> <p>無し</p> <p>無ければ採決に移ります。議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号5-220号について原案通り承認されるかたは挙手をお願いします。</p>

委員 会長	<p>全員挙手 全員挙手です。議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号5-220号は承認されました。</p> <p>議案第3号 非農地証明願の承認について</p>
会長 事務局	<p>続いて、議案第3号「非農地証明願の承認について」申請番号5-219号を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第3号「非農地証明願の承認について」申請番号5-219号について説明いたします。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p>
会長 平川推進委員	<p>それでは、担当地区委員の平川推進委員さんから現地確認の報告をお願いします。</p> <p>それでは報告いたします。8月11日午後1時半から●●さんと現地確認をしました。状況は、今事務局から説明にあった通りであります。場所は9号線を行くと青原アパートや8番組の家があるところから奥に行った所が5筆の申請地になります。山になっててなかなか入れないので、県道田万川線が上がって●●さんの家の前から真向いを見ればちょうど益田側の昔は畑であったであろう場所が山林になっていることが確認できます。もはや農地としての耕作は困難であると思われるのでよろしくをお願いします。</p>
会長 委員 会長	<p>ありがとうございました。それでは、質疑がある方はお願いします。</p> <p>無し</p> <p>無ければ採決に移ります。議案第3号「非農地証明願の承認について」申請番号5-219号について原案通り承認されるかたは挙手をお願いします。</p>
委員 会長	<p>全員挙手 全員挙手です。議案第3号「非農地証明願の承認について」申請番号5-219号は承認されました。</p> <p>議案第4号 津和野町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について（諮問）</p>
会長 事務局	<p>議案第4号「津和野町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について（諮問）」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進基本構想の変更について（諮問）」について説明いたします。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p>
会長 会長	<p>何か質問や意見はありますか</p> <p>私から質問ですが、利用権設定は無くなるということですね。</p>

事務局	基本構想からもその取り決めについてなくなりますが、今後は地域計画に位置付けられた担い手に対して機構を介した集積が促進計画としておこなわれることとなります。
会長	それ以外は3条による貸借しかないということですか。
事務局	そういうこととなります。農業経営基盤強化促進法で定められていた利用権設定については無くなりますので、基本構想からもなくなり、利用権設定は経過措置期間が過ぎればできなくなります。
会長	町が行っている農地流動化奨励金もなくなりますか。
事務局	農地流動化奨励金は町単事業ですので、予算が付く限りは、促進計画や3条によって新規に集積された農地に応じて耕作者に交付されていきます。
会長	その他質問や意見はありませんか
委員	無し
会長	無ければ諮問ですので、問題なしと回答してよろしいでしょうか。
委員	はい
会長	本日の議題は以上です。